



駐 車 場 賃 貸 契 約 書

筑後市(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)とは、筑後市営ループ駐車場の使用について、次のとおり賃貸借契約を締結する。

(目的及び賃借物件)

第1条 甲は、末尾(賃貸物件)3. 賃貸区画に記載の物件(以下「賃貸区画」という。)を乙に賃貸し、乙は次の車輛の駐車に使用するため賃借する。

1	車名		
2	種別	軽自動車 ・ 普通自動車 自動二輪 ・ 原付	軽自動車 ・ 普通自動車 自動二輪 ・ 原付
3	登録番号		

(料金)

第2条 駐車料金は、一区画につき月額 _____ 円とする。

2 乙は、前項の料金を当該月の5日までに駐車場管理事務所に納入するものとする。

(期間)

第3条 この契約による賃貸借期間は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。

(利用方法)

第4条 乙は駐車にあたっては、筑後市営駐車場条例(以下「条例」という)並びに同条例施行規則(以下「規則」という)を遵守するとともに、(別記)駐車場利用心得の各項を守り他人に迷惑をかけるように駐車するものとする。

(変更及び解約届出義務)

第5条 乙は、住所、勤務先及び車輛の変更又は解約があったときは、30日以内に甲に届け出るものとする。

(賠償義務)

第6条 乙またはその関係者が、駐車場の建造物及び設置物並びに他人の車輛その他に損害を与えたときは、乙の責任において損害賠償を行うものとする。

2 甲は、乙が駐車場で受けた損害に対して一切の賠償の責を負わないものとし、乙は受けた損害に対し甲に請求を行わないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、賃貸区画を第三者に譲渡もしくは転貸してはならないものとする。

(解約)

第8条 乙が次の各号に該当したときは乙の意思に係らず、甲は何らの通知催告を要せずして直ちにこの契約を解除することができるものとする。

① 駐車料の支払を15日以上怠ったとき。

② 乙がこの契約の条項及び別記の事項に違背し、かつ駐車場管理員の指示に従わなかったとき。

③ 虚偽の申込により不正にこの契約をしたとき。

2 甲または乙は本契約期間中であっても、一ヶ月以上前に申し出ることによって、本契約を解除することができるものとする。

(不還付)

第9条 乙がすでに納入した第2条の駐車料は、月の途中で解約したときも甲は返還しない。

(返還義務)

第10条 乙はこの契約終了後ただちに車輛を移動して貸借区画を甲に返還するものとする。

(時間計算)

第11条 乙は、次の事項に該当する期間は条例別表第2における区分「契約外駐車」により計算した駐車料金を、乙は甲に支払うものとする。

- ①契約終了後、明渡し完了までの期間。
- ②第8条の各号に該当し、解約後明渡し完了までの期間。

(更新)

第12条 この契約による契約期間満了の際、甲、乙双方において何等の意思表示をしないときは、この契約は同一の条件をもって、更に1年間更新されたものとみなし、以降同様とする。

(その他)

第13条 この契約に定めない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 賃貸人 筑後市
代表者 筑後市長 西田 正治

(乙) 賃借人 住所 _____ TEL () _____

氏名 _____ 印 (携帯)TEL () _____

勤務先 _____ TEL () _____

※別表第2 (第3条関係) の市外居住者で市内事業所に勤務する者

(賃貸物件)

1. 名称 筑後市営ループ(東・西)駐車場
2. 位置 筑後市大字和泉208番地1(東代表地番)
筑後市大字和泉295番地1(西代表地番)

3. 賃貸区画

番号 東・西 _____ 番号 東・西 _____

(別記)

駐車場利用心得

1. 駐車は定められた区画内にすること。
2. 他の車輛の進行、又は駐車を妨げないようにすること。
3. 駐車場の建造物、設備並びに駐車中の他の車輛を破損しないように運転すること。
4. 煙草の吸殻、空缶その他ごみ等を捨てないこと。
5. 発火性、引火性の物品及び腐敗、悪臭を放つ恐れのあるものを積載しないこと。
6. 火気の使用は許可を得ること。
7. 拡声器の使用はしないこと。
8. 物品の販売及び宣伝をしないこと。
9. 宗教及び政治行為をしないこと。
10. 酒気を帯びて場内に入らないこと。